

第24回 定時株主総会 招集ご通知



■ 日 時

2020年11月25日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

■ 場 所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi One3階
大手町三井カンファレンス Room3

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

開催場所が昨年の会場から変更となります。

目 次

第24回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
添付書類	
事業報告	9
計算書類	29
監査報告書	32

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会会場において新型コロナウイルスの感染防止を図るため、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますが、感染リスクを回避するため、可能な限り、郵送またはインターネットにより、事前に議決権をご行使いただき、株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

会場の座席間隔を拡げるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

ご来場される場合は、マスクの着用及びアルコール消毒の使用など、周囲への感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 **ストライク**

証券コード：6196

証券コード6196
2020年11月6日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
株 式 会 社 ス ト ラ イ ク
代表取締役社長 荒 井 邦 彦

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、郵送（書面）またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年11月24日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場におきましては、適切な感染防止策を実施させていただくため、座席の間隔を拡げ、席数は例年より大幅に減少いたします。そのため当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

また、感染拡大の状況次第では、会場や開始時刻などを変更する可能性もございますので、その場合は当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、ご来場の場合は事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2020年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井カンファレンス Room 3
開催場所が今年の会場から変更となります。
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第24期（自2019年9月1日 至2020年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合は、後記（4頁）の「インターネットによる議決権行使」をご確認の上、2020年11月24日（火曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。
- (3)インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4)書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

~~~~~  
◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ホームページ(<https://www.strike.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。

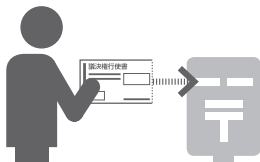
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は当社ホームページ(<https://www.strike.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 事前に議決権行使される場合

#### ◆ 郵送による議決権行使 ◆



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

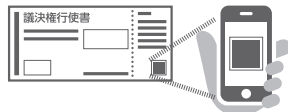
#### 行使期限

2020年11月24日(火曜日)  
午後5時45分到着分まで

#### インターネットによる議決権行使

(詳細につきましては次頁をご覧ください。)

#### ◆ 「スマート行使」によるご行使 ◆



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 行使期限

2020年11月24日(火曜日)  
午後5時45分行使分まで

#### ◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2020年11月24日(火曜日)  
午後5時45分行使分まで

### 当日ご出席される場合

#### ◆ 株主総会へ出席 ◆



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2020年11月25日(水曜日) 午前10時  
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使  
について

☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の  
ご照会

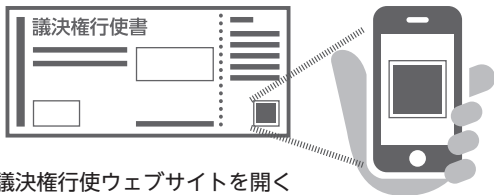
☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## インターネットによる議決権行使

### ◆「スマート行使」によるご行使◆

#### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

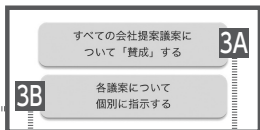
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



#### 2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

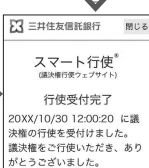


各議案について個別に指示  
する



画面の案内に従って各議案の  
賛否をご入力ください。

全ての会社提案議案  
について「賛成」する



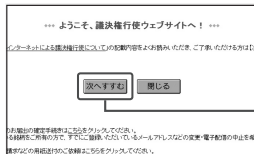
確認画面で問題なければ  
「この内容で行使する」  
ボタンを押して完了です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」パスワードをご入力いただく必要があります（パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

### ◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



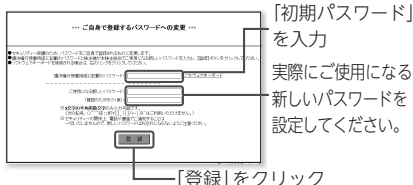
「次へすすむ」を  
クリック

#### 2 ログインする



「議決権行使コード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

#### 3 パスワードを入力する



「初期パスワード」  
を入力  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。  
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の  
みなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、予めお申し込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## ＜新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について＞

当社第24回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について、以下のとおり実施させていただく予定です。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### ○株主様へのお願い

- ・ 感染リスクを避けるため、健康状態によらず、可能な限りご来場はお控えいただき、議決権行使は郵送またはインターネット等による方法を強くお願い申し上げます。（事前の議決権行使方法は、3頁から4頁をご覧ください。）
- ・ 特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、ご来場はお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・ 発熱、咳等の症状のある方、新型コロナウイルス等の感染症が疑われる方は、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・ 感染拡大の防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・ ご来場の株主様の体温を確認するため、検温させていただきます。体調がすぐれないと見受けられる方や体温の高い方におかれましては、総会会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場でのアルコール消毒の使用をお願い申し上げます。
- ・ 感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議事における報告事項（監査報告を含みます。）の具体的な説明等は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの状況変化とその対応等につきましては、必要に応じて当社ウェブサイト（<https://www.strike.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

### ○当社の対応について

- ・ 株主総会会場には、アルコール消毒を設置いたします。
- ・ 役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 感染防止のため、お飲み物のご提供は控えさせていただきます。
- ・ 本株主総会当日の報告事項の動画は、後日当社ウェブサイト（<https://www.strike.co.jp/ir/library/meeting.html>）でご視聴いただけますのでご活用ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当期純利益の概ね20%を目標としております。将来的には配当性向25%を目指し配当していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 24円  
総額 458,496,408円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年11月26日

#### (ご参考) 1株当たり配当金の推移

| 期  | 第21期<br>(2017年8月期) | 第22期<br>(2018年8月期) | 第23期<br>(2019年8月期) | 第24期<br>当期<br>(2020年8月期) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 金額 | 8円                 | 9円                 | 14.5円              | 24円                      |

(注)2016年12月1日及び2018年6月1日に実施した各株式分割を反映した数字となっております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとしておりますが、今後の経営計画の策定及び決算、その他の経営情報の円滑化、並びに経営の効率化等を図るため、事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更いたしたく、定款第13条（基準日）、第40条（事業年度）、第41条（剰余金の配当の基準日）及び第42条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第25期事業年度は、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                 | 変更案                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会                                                             | 第3章 株主総会                                                              |
| 第12条（条文省略）<br>（基準日）<br>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>8月31日</u> とする。 | 第12条（現行どおり）<br>（基準日）<br>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。 |
| 第14条～第39条（条文省略）                                                      | 第14条～第39条（現行どおり）                                                      |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)<br/>第40条 当会社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>より翌年<u>8月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。<br/>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)<br/>第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>2月末日</u>を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく金銭の分配をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)<br/>第40条 当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>より翌年<u>9月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。<br/>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)<br/>第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>3月31日</u>を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく金銭の分配をすることができる。</p> <p>附 則<br/>第1条 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、第25期事業年度は、<u>2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間とする。</u></p> <p>第2条 第42条(中間配当)の規定にかかわらず、第25期事業年度の中間配当の基準日は、<u>2021年2月末日とする。</u></p> <p>第3条 本附則は、第25期事業年度の経過をもってこれを削除する。</p> |

以上

事 業 報 告  
〔 自 2019年 9月 1日 〕  
〔 至 2020年 8月31日 〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善により景気は緩やかに回復してまいりましたが、米中貿易摩擦の深刻化及び新型コロナウイルス感染症の世界的流行による経済活動の停滞から、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、後継者不在の中小企業への日本政府による積極的な対策及び推進が功を奏したこともあり、中長期的に拡大傾向にあります。中小企業庁が2020年4月に公表した「2020年版中小企業白書」によると、中小企業の生産性向上には付加価値の増大が不可欠であり、そのための選択肢として、新たな事業領域への進出や外部企業との連携を活用することが挙げられています。また、2019年に休廃業・解散した4万3千社のうち約6割の企業は、直前期の決算が黒字であり、後継者不在を理由に事業が停止することがないよう、迅速に次世代の意欲ある経営者に事業を引き継ぐことが重要となっています。このような状況への解決策としてM&Aは、今後ますます活用されると考えております。

このような環境下、緊急事態宣言発令期間中は、全社員を対象に原則テレワークとする対応を行ったことから、顧客との面談の機会が減少し、新規受託や案件の成約に遅れが生じる等の影響がありました。緊急事態宣言解除後も対面での営業活動が制限される中、WEBセミナーの開催やWEB会議システムによる面談を活用し、新規顧客獲得や成約活動に努めてまいりました。

営業面におきましては、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。2020年3月から5月にかけては、提携先もテレワーク等で活動が制限されたこともあり、新規案件の紹介が一時的に減少しましたが、6月以降はほぼ新型コロナウイルス感染拡大前の水準へと回復いたしました。

人員面におきましては、受託案件の増加への対応と持続可能な成長のため、当事業年度においてM&Aコンサルタントを13名増員しました。従業員の増加と金融機関からの研修生受け入れの増加に伴い2019年9月に東京オフィスは2度目の増床を行いました。また、人員増加に伴い2020年5月に札幌オフィスを移転いたしました。

この結果、当事業年度における新規受託は340件（前期289件）となりました。成約組数は計134組（前期104組）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）

が16組（前期6組）成約したこともあり、売上高は6,916百万円となり、前期と比べ36.2%増収となりました。売上原価は、売上増加に伴うインセンティブ給与の増加や案件にかかる紹介料の増加、M&Aコンサルタントの増加に伴う人件費の増加等により、2,398百万円（前期比25.6%増）、販売費及び一般管理費は、対面セミナーの中止により広告宣伝費が削減されたものの、人員数の増加等による人件費の増加、オフィスの増床や移転に伴う費用の増加等があり、1,536百万円（前期比20.0%増）となりました。新型コロナウイルス感染症による営業活動の制限に伴い一時的に費用が抑制された結果、利益率は上昇し、営業利益は2,981百万円（前期比58.0%増）となりました。これらの結果を受け経常利益も、2,983百万円（前期比57.9%増）となりました。また、資産効率化のため投資有価証券を売却し、特別利益として投資有価証券売却益を225百万円計上した一方、特別損失として投資有価証券評価損を36百万円計上した結果、当期純利益は2,202百万円（前期比64.1%増）と増益となりました。

当社の成約組数と新規受託の当事業年度の実績と当初計画は次の通りとなります。

|         | 2020年8月期<br>(実績) | 2020年8月期<br>(目標) | 2020年8月期<br>(達成率%) |
|---------|------------------|------------------|--------------------|
| 成約組数（組） | 134              | 143              | 93.7               |
| 受託案件（件） | 340              | 358              | 95.0               |

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は62百万円であり、その主な内訳は、札幌オフィスの移転及び東京本社増床に伴う有形固定資産の取得等でありました。このほか、札幌オフィスの移転及び来期に予定している本社移転に伴い、敷金を新たに301百万円差し入れております。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、「人と企業の未来を創造する」ことを経営理念とし、役割を終えた事業や子会社を売却したい方、経営環境の変化に合わせるために事業や子会社を買収したい方、後継者不在で引き継ぎ先を探す必要に迫られている方、企業の更なる成長のために資金調達又は経営権の譲渡を望まれる方など、それぞれ企業の変化に合わせ、M&Aを通じてその経営体制を支援することが当社の役割と認識しております。そして、当社でのM&A仲介により、より多くの企業の未来を創造していくことで、事業拡大を図ることを経営方針としております。

具体的な取り組みについては、下記のとおりとしております。

①当社は会社設立時から、公認会計士・税理士を中心とした会計分野の専門性を有するプロフェッショナル集団であり、中堅・中小企業のM&A仲介事業を主たる事業として展開してまいりました。引き続き、専門性の高い業務提供を行うことで、顧客が安心して満足できるM&Aを創出していく方針であります。

②当社でのM&A仲介は、インターネットを積極的に活用しており、インターネット経由でのマッチングを強化するため、「M&A市場SMART」のWEBサイトの更新を図り、利便性を高めていく方針であります。一方で、日々の業務活動を通じて、多くの買収希望先から得られる買収ニーズをデータベース化し、これを活用することで、より多くの候補先に買収提案できるよう社内システムの改善を行っていく方針でもあります。

③M&Aの利便性やM&Aによる問題解決策を広く社会に認知していただけるよう「M&

A Online」等のWEBサイトを通じた情報発信を拡充していく方針であります。また、譲渡希望企業より買収希望企業の数をはるかに多く、買収ニーズがあるものの、現実的に買収できない企業が多く存在します。この状況を踏まえ、2020年4月から新サービス「プレマーケティングサービス」の提供を開始しました。このサービスは当社が買収希望企業の代わりに、譲渡希望企業の探索活動を一括して請け負い、M&A成約までのフルサポートを行います。M&A Online上の「求社広告」も活用し、買収希望企業に買収を検討する機会をより多く提供していく方針であります。

④現在の環境としては、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、日本国内の中堅・中小企業のM&Aは拡大傾向にあります。一方で、M&Aは後継者不在の解決策に限定されるものではなく、中期的な事業の拡大を図るために、事業承継のM&A市場だけにとらわれず、選択と集中のためのM&A、グループ企業のM&A、スタートアップ企業のM&A、事業再生のためのM&A等、事業承継以外のM&A市場でも積極的に活動してまいります。

これらの経営方針及び取り組みのもと、今後3年間において、下記のとおり成約組数を増加させていくことを当面の目標としております。また、案件の成約に先立ち、案件の新規受託が必須となることから、成約組数達成のための先行指標となる新規受託件数も下記のとおり目標としております。これらの数値目標は、每期、その期の活動状況を踏まえ、見直す方針としております。

|          | 2020年8月期<br>(実績) | 2021年9月期<br>(目標) | 2022年9月期<br>(目標) | 2023年9月期<br>(目標) |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 成約組数 (組) | 134              | 191              | 250              | 300              |
| 新規受託 (件) | 340              | 482              | 555              | 665              |

上記の目標達成には、M&Aコンサルタントの増員も必要不可欠となり、今後については、下記のと通りの増員を計画しております。

|                 | 2020年8月期<br>(実績) | 2021年9月期<br>(計画) | 2022年9月期<br>(計画) | 2023年9月期<br>(計画) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| M&Aコンサルタント数 (人) | 111              | 138              | 166              | 192              |

なお、採用したコンサルタントについては、入社後1年間は収益貢献がほぼなく、2年目で1～2組の案件成約、3年目で2～3組の案件成約というように経験とともに成約数

が増加することが一般的であります。

当社が事業を推進するにあたり、当社の事業及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる個別のリスクは次のとおりであります。

#### ①信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望企業にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であります。譲渡希望企業は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望企業にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に出投することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡希望企業と買収希望企業がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件会議を毎週開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

#### ②譲渡案件の探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、M&A専門の情報サイト「M&A Online」上のコンテンツを充実させることで情報発信をさらに強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んで



まいります。

### ③M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡にオフィスを設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができているとは判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応できていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。その一環として、営業力強化と業務の効率化を図るため、地方オフィスのコンサルタント人員を増員するとともに、2020年5月に札幌オフィスを移転いたしました。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況であります。事業承継だけに限定することなく、選択と集中、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。当事業年度に成約したスタートアップ企業のM&Aは9組となりましたが、今後ますます更なる推進を図ってまいります。

### ④人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策を図ることとしております。当事業年度に入社したM&Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

#### ⑤マッチングサイト「M&A市場SMART」の更なる活用

当社では、譲渡希望企業の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に企業名を伏せたまま案件概要を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」を活用し、不特定多数の企業から買収候補先を探索することは、譲渡希望企業にとってはより良い条件での譲渡の可能性が高まるとともに、買収候補先にとっても譲渡案件を適時に把握でき、すぐに買収に参加できることとなり、双方にメリットがあります。このような「M&A市場SMART」の利点を生かし、顧客満足を一層高められるよう、継続的にWEBサイトの更新・強化を図ることで「M&A市場SMART」の利便性を高めるとともに、より多くの企業から「M&A市場SMART」を経由して買収候補先を獲得できるよう、その普及に努めてまいります。

#### ⑥買収ニーズ情報の有効活用及び買収希望企業への積極的な提案

当社では日々多くの買収希望企業から問い合わせを受け、収集した買収ニーズ情報はデータベースに蓄積しております。データベース化した買収ニーズ情報を有効活用し、譲渡希望企業により良い相手先とのマッチング機会を提供するとともに、新サービス「プレマーケティングサービス」を活用し、買収希望企業により多くの買収を検討する機会を提供していきます。またM&A Online上の「求社広告」も活用し、買収希望企業に買収を検討する機会をより多く提供できるよう努めてまいります。

#### ⑦案件の進捗管理

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。

当社では、コンサルタントが成約目標時期を譲渡希望先と買収候補先に示すとともに、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化することで、成約までの期間がさらに長期化することのないよう努めております。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようにしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成された業務支援部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。



これらの施策により、案件の進捗管理は徐々に改善されておりますが、さらに改善の余地はあると考え、継続的に管理体制の見直しに努めてまいります。

#### ⑧新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症については、今後終息していくものと期待しておりますが、当面は先行きを見通しにくい事業環境が継続するものと見込まれます。当社のお客様・お取引先様及び従業員とその家族の安全確保を最優先に、状況に応じて必要な感染拡大防止措置を実行してまいります。在宅勤務形態を拡充した場合、営業体制が縮小され、対面でのセミナー開催ができない、対面での面談が行えないために、一時的に新規の案件受託が減少する、もしくは成約までの期間が長期化する案件が増える可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響で、譲渡希望会社については、業績の悪化等に伴い譲渡金額が下落する、譲渡時期を先送りする、ことが想定されます。一方買収希望会社については、資金調達の環境が変化し、買収資金を用意できず、買収を抑える可能性があります。一方で先行き不透明な状況を良い投資の機会と捉え、積極的に買収を検討する企業もあります。

当社では、新規の案件受託をカバーするため、セミナーをWEB上で開催してまいります。また有力な買い手候補企業の探索と獲得のため、買収を積極的に検討する企業に新サービス「プレマーケティングサービス」の提案を行い、希望に沿った譲渡希望企業の探索を請け負い、成約までサポートしてまいります。さらに当社のM&Aポータルサイト「M&A Online」の「求社広告」に、企業の買収ニーズを掲載し、買収を検討する企業にアピールする機会と場を提供してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分        | 期 別  | 第21期      | 第22期      | 第23期      | 第24期                    |
|------------|------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|
|            |      | 2017年8月期  | 2018年8月期  | 2019年8月期  | (当 事 業 年 度)<br>2020年8月期 |
| 売上高        | (千円) | 3,092,644 | 3,743,742 | 5,077,679 | 6,916,705               |
| 経常利益       | (千円) | 1,144,641 | 1,355,297 | 1,889,643 | 2,983,494               |
| 当期純利益      | (千円) | 803,733   | 919,733   | 1,342,336 | 2,202,581               |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 43.39     | 47.52     | 69.86     | 115.29                  |
| 総資産        | (千円) | 4,507,275 | 5,419,143 | 6,427,282 | 9,045,900               |
| 純資産        | (千円) | 3,744,594 | 4,513,844 | 5,162,181 | 7,091,030               |
| 1株当たり純資産額  | (円)  | 193.48    | 233.01    | 270.00    | 370.98                  |

(注) 当社は、2016年12月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で、2018年6月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

| 事業      | 事業内容                                                                                                                       |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| M&A仲介事業 | 顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。<br>またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューディリジェンス等の業務となります。 |

## (8) 主要なオフィス（2020年8月31日現在）

| 事業所     | 所在地                                          |
|---------|----------------------------------------------|
| 本社      | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号<br>大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階 |
| 札幌オフィス  | 北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番1号 大同生命札幌ビル3階              |
| 仙台オフィス  | 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号 パルシティ仙台2階                |
| 名古屋オフィス | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋15階              |
| 大阪オフィス  | 大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号<br>本町南ガーデンシティ9階        |
| 高松オフィス  | 香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階                     |
| 福岡オフィス  | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番3号 明治安田渡辺ビル6階              |

## (9) 従業員の状況（2020年8月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 140名 | 21名増   | 35.5歳 | 2.7年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,354,200株  
(自己株式250,183株含む)
- (3) 株主数 6,900名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                         | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------|------------|--------|
| 株式会社K&Company               | 5,400,000株 | 28.27% |
| 荒井 邦彦                       | 4,097,000株 | 21.45% |
| 石塚 辰八                       | 577,800株   | 3.02%  |
| 鈴木 伸雄                       | 540,000株   | 2.83%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 537,300株   | 2.81%  |
| 大同生命保険株式会社                  | 498,000株   | 2.61%  |
| 三井住友信託銀行株式会社                | 454,000株   | 2.38%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)          | 394,300株   | 2.06%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)         | 333,600株   | 1.75%  |
| 金田 和也                       | 312,000株   | 1.63%  |

(注)持株比率は、自己株式250,183株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容  
等の概要  
該当事項はありません。

## (3) その他の新株予約権等の状況

2017年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権

|                    |                                     |                                               |
|--------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 名称                 | 第2回新株予約権                            |                                               |
| 発行決議日              | 2017年11月30日                         |                                               |
| 新株予約権の数            | 1,086 個                             |                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 217,200株<br>(新株予約権 1 個につき200株) |                                               |
| 新株予約権の行使時の払込金額     | 1 株当たり2,458円                        |                                               |
| 新株予約権の権利行使期間       | 2019年12月 1 日から2022年11月30日まで         |                                               |
| 新株予約権の行使の条件        | (注)                                 |                                               |
| 割当先                | 取締役<br>(社外取締役を除く)                   | 新株予約権の数：350個<br>目的となる株式数：70,000株<br>保有者数：2名   |
|                    | 従業員                                 | 新株予約権の数：736個<br>目的となる株式数：147,200株<br>保有者数：28名 |

## (注) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、2018年8月期における当社の損益計算書(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)に記載された営業利益(本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。)が13億円を超過しており、かつ2019年8月期または2020年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年8月31日現在）

| 地 位         | 氏 名                 | 担 当             | 重要な兼職の状況                                        |
|-------------|---------------------|-----------------|-------------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | 荒 井 邦 彦             |                 |                                                 |
| 取 締 役 副 社 長 | 鈴 木 伸 雄             |                 | (株)セルバンク 取締役<br>(株)ISホールディングス 取締役               |
| 取 締 役       | 金 田 和 也             | 執行役員<br>企業情報部担当 |                                                 |
| 取 締 役       | 中 村 康 一             | 執行役員<br>管理部担当   |                                                 |
| 取 締 役       | 田 代 正 明             |                 |                                                 |
| 取 締 役       | 小 駒 望<br>(戸籍名：今岡 望) |                 | 虎ノ門有限責任監査法人 社員<br>ユナイテッド(株)社外監査役<br>(株)FIS社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役   | 荒 木 二 郎             |                 |                                                 |
| 監 査 役       | 寿 藤 聡               |                 | 税理士法人ブレイン総合会計 代表<br>社員                          |
| 監 査 役       | 黒 松 百 亜             |                 | 晴海協和法律事務所                                       |

- (注) 1 田代正明及び小駒望の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、小駒望、荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の5氏を独立役員として届け出ております。
- 4 常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 2019年11月26日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役神谷和彦氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- 6 2019年11月26日開催の第23回定時株主総会において、小駒望氏が取締役に選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏及び社外取締役小駒望氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聡氏及び社外監査役黒松百垂氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬額

| 区 分       | 支 給 人 員 | 支 給 額      |
|-----------|---------|------------|
| 取 締 役     | 7名      | 271,200千円  |
| (うち社外取締役) | (3名)    | (5,400千円)  |
| 監 査 役     | 3名      | 16,800千円   |
| (うち社外監査役) | (3名)    | (16,800千円) |
| 合 計       | 10名     | 288,000千円  |

- (注) 1 取締役の支給人員及び支給額には、2019年11月26日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 2 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- 3 2014年11月25日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内となっております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

## (取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、役位、職務内容、職務量等を踏まえて、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。次頁業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の



報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額＝営業利益×業績達成係数※

※業績達成係数

- ①営業利益が期初計画を上回る場合： 5 %
- ②営業利益が期初計画の90%を下回る場合： 0 %
- ③営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：  
5 % × (達成率－90%) / (100%－90%)

(注)上記の営業利益は、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものです。

(監査役)

監査役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査役の基本報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役小駒望は虎ノ門有限責任監査法人の社員、ユナイテッド㈱社外監査役及び㈱FIS社外監査役を兼務、監査役寿藤聡氏は税理士法人ブレイン総合会計の代表社員を兼務、監査役黒松百亜氏は晴海協和法律事務所を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動内容

| 地位及び氏名           | 主な活動状況                                                                                    |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>田 代 正 明   | 当事業年度に開催された取締役会には17回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。              |
| 取締役<br>小 駒 望     | 社外取締役就任後に開催された取締役会には12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。                   |
| 常勤監査役<br>荒 木 二 郎 | 当事業年度に開催された取締役会には17回の全てに、また、監査役会には13回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監査役<br>寿 藤 聡     | 当事業年度に開催された取締役会には17回の全てに、また、監査役会には13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。   |
| 監査役<br>黒 松 百 亜   | 当事業年度に開催された取締役会には17回の全てに、また、監査役会には13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 14,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,000千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社に關係会社は存在しないものの、新たに關係会社が生じた場合には、遅滞なく關係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
- ⑧監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
- ・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に關係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
  - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役2名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査役会は13回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

2020年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,211,428	流動負債	1,954,870
現金及び預金	7,871,870	買掛金	110,882
売掛金	293,725	未払金	700,882
前払費用	47,640	未払費用	15,155
その他	4,427	未払法人税等	793,203
貸倒引当金	△6,235	預り金	14,700
		その他	320,045
		負債合計	1,954,870
固定資産	834,471	(純資産の部)	
有形固定資産	116,118	株主資本	7,079,998
建物	78,274	資本金	823,741
工具、器具及び備品	37,844	資本剰余金	801,491
無形固定資産	5,184	資本準備金	801,491
ソフトウェア	5,184	利益剰余金	5,974,078
投資その他の資産	713,168	その他利益剰余金	5,974,078
投資有価証券	127,536	繰越利益剰余金	5,974,078
繰延税金資産	100,547	自己株式	△519,312
敷金	478,235	評価・換算差額等	7,122
その他	6,850	その他有価証券評価差額金	7,122
		新株予約権	3,909
		純資産合計	7,091,030
資産合計	9,045,900	負債純資産合計	9,045,900

損 益 計 算 書

(自 2019年9月1日
至 2020年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,916,705
売上原価		2,398,648
売上総利益		4,518,056
販売費及び一般管理費		1,536,634
営業利益		2,981,421
営業外収益		
受取利息	168	
受取配当金	1,870	
その他	33	2,072
経常利益		2,983,494
特別利益		
投資有価証券売却益	225,000	
新株予約権戻入益	194	225,194
特別損失		
投資有価証券評価損	36,598	36,598
税引前当期純利益		3,172,090
法人税、住民税及び事業税	1,025,720	
法人税等調整額	△56,212	969,508
当期純利益		2,202,581

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2019年9月1日
至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	823,741	801,491	801,491	4,048,506	4,048,506	△518,618	5,155,122
当期変動額							
剰余金の配当				△277,010	△277,010		△277,010
当期純利益				2,202,581	2,202,581		2,202,581
自己株式の取得						△694	△694
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	1,925,571	1,925,571	△694	1,924,876
当期末残高	823,741	801,491	801,491	5,974,078	5,974,078	△519,312	7,079,998

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,955	2,955	4,104	5,162,181
当期変動額				
剰余金の配当				△277,010
当期純利益				2,202,581
自己株式の取得				△694
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,166	4,166	△194	3,972
当期変動額合計	4,166	4,166	△194	1,928,848
当期末残高	7,122	7,122	3,909	7,091,030

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月16日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 椎 名 弘 ㊞
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和 久 友 子 ㊞
--------------------	-----------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2019年9月1日から2020年8月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

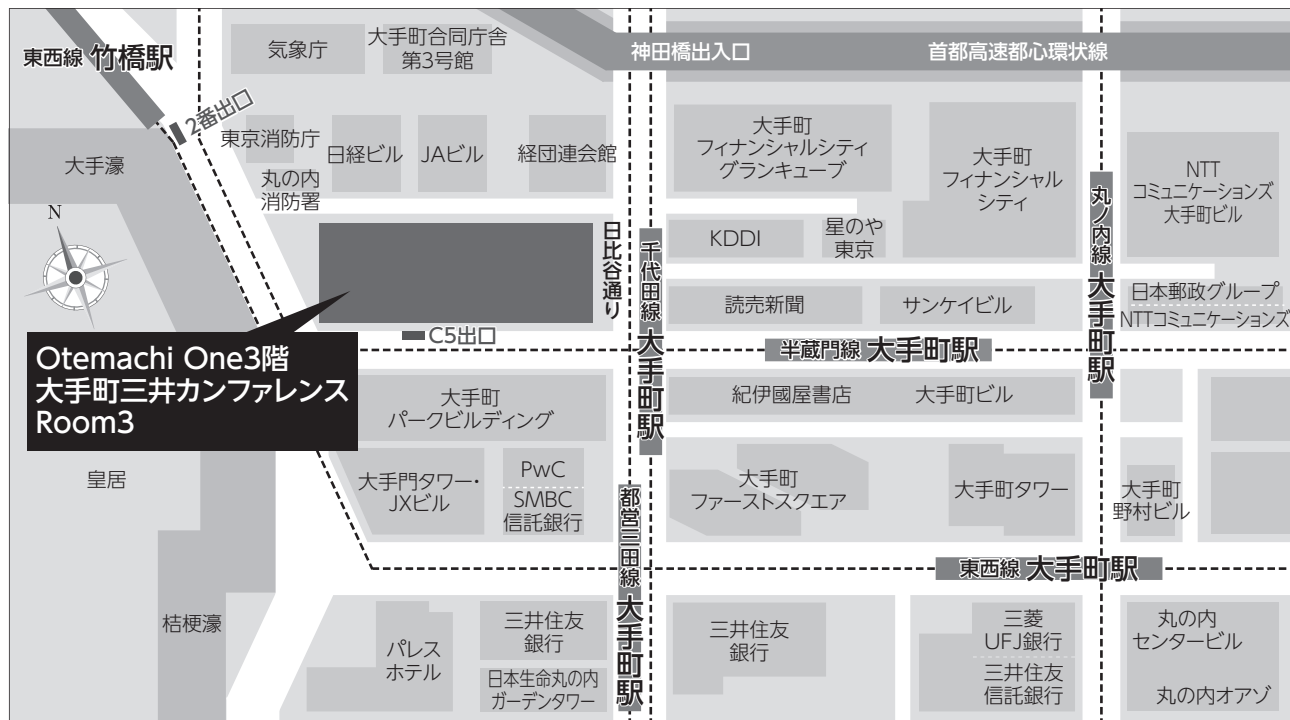
2020年10月23日

株式会社ストライク 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	荒	木	二	郎	㊟
監査役（社外監査役）	寿	藤	聡	㊟	
監査役（社外監査役）	黒	松	百	亜	㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会場

Otemachi One 3階 大手町三井カンファレンス Room 3

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

交通機関のご案内

大手町駅

東京メトロ

- 千代田線
- 丸ノ内線
- 半蔵門線
- 東西線

都営地下鉄

- 三田線

竹橋駅

東京メトロ

- 東西線

C 5 出口直結

2 番出口より徒歩約 5 分

(お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮ください。